

2014/05/07 11:08 現在の情報です。

東京都千代田区一番町10番2号  
株式会社フォーチュン  
会社法人等番号 0100-01-108874



商号	株式会社フォーチュン	
本店	東京都千代田区神田神保町一丁目3番5号	
	東京都千代田区一番町10番2号	平成23年11月11日移転 平成23年11月11日登記
公告をする方法	電子公告の方法により行う。 http://www.4-tune.net 事故その他やむを得ない事由によって電子公告 をすることができない場合には、官報に掲載し てする。	
会社成立の年月日	平成18年9月7日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報処理システムの企画、立案及びプログラム設計の企画、立案、支援業務</li> <li>2. インターネット上の各種ホームページの運営、運営支援及びホームページ上での物品販売、販売支援業務</li> <li>3. ソフトウェアの輸出入、販売業務</li> <li>4. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</li> <li>5. 人材の募集・転職活動に関する情報の収集ならびに提供サービス事業</li> <li>6. 人材の能力開発、教育訓練に関する事業</li> <li>7. 企業の経営コンサルタント及び販売促進、マーケティング企画等の立案・支援業務</li> <li>8. 薬局・薬店の経営</li> <li>9. 医薬品、毒物劇物、麻薬原料、医療機器、健康器具等の輸出入・製造・販売・配送事業</li> <li>10. 海外の教育施設・留学施設等の情報提供、斡旋、紹介事業</li> <li>11. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業</li> <li>12. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務</li> <li>13. 書店経営及び出版業</li> <li>14. 古物商</li> <li>15. 不動産の売買、賃貸及び管理業務</li> <li>16. 株式、社債等の有価証券への投資及び運用</li> <li>17. 農産物、海産物の加工、販売業務</li> <li>18. 酒、食料品の販売</li> <li>19. 飲食店の経営</li> <li>20. 職業安定法に基づく人材紹介業</li> <li>21. 前各号に付帯関連する一切の業務</li> </ol>	
発行可能株式総数	10万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4380株	平成19年 9月 7日変更
		平成19年 9月 7日登記
資本金の額	金3460万円	平成19年 9月 7日変更
		平成19年 9月 7日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。	
	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない 平成24年 8月27日変更 平成24年10月 2日登記	
役員に関する事項	取締役	村上平
	取締役	佐々木秀樹
		平成24年 7月31日辞任 平成24年10月 2日登記
	取締役	石塚園子
	取締役	村上泉
		平成23年11月11日就任 平成23年11月11日登記

	<p>代表取締役 村上平</p> <p>監査役 山元信明</p> <p>平成24年 8月28日就任</p> <p>平成24年10月 2日登記</p>
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 4380個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式4380株 なお、当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株に満たない端数がある場合においては、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 払い込み金額は無償とする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、1株につき金1万円とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果1円に満たない端数がある場合においては、これを切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、本新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行（会社法第238条、会社法第239条及び会社法第280条の規定に基づく新株予約権の行使による場合を除く。）又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、調整の結果1円に満たない端数がある場合においては、これを切り上げるものとする。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から甲の保有する自己株式数を控除した数とする。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{既発行行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当り発行価額又は処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$ <p>新株予約権を行使することができる期間 平成21年7月9日から平成29年6月20日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>ア 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の株主、取締役、顧問、もしくは従業員の地位にあること、または契約に基づいて当社の業務に協力する関係にあることを要す。ただし、当社の取締役または顧問を任期または契約満了により退任した場合、及び定年退職その他正当な理由のある場合において、退任・退職後6カ月以内に行行使する場合にはこの限りでない。</p> <p>イ 前項アの定めは、新株予約権者が法人である場合においては適用しないものとする。</p> <p>ウ 新株予約権の譲渡・抵当・質入、その他の処分は認めない。</p> <p>エ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がそれを行行使できるものとする。</p> <p>オ その他株主総会で認めた場合にはそれを行行使できるものとする。</p> <p>カ この他の条件は、新株予約権発行の株主総会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>ア 新株予約権者が新株予約権を書面により権利放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>イ 新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権行使の条件」アに規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行行使できなかった場合、当社は当該新株予約権については無償で取得することができる。</p> <p>平成19年 7月 9日発行</p> <p>平成19年 7月11日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社</p> <p>平成24年 8月27日設定 平成24年10月 2日登記</p>
監査役設置会社に関する事項	<p>監査役設置会社</p> <p>平成24年 8月27日設定 平成24年10月 2日登記</p>
登記記録に関する	<p>平成19年3月18日東京都渋谷区渋谷一丁目20番1号から本店移転</p>

事項

平成19年 4月25日登記

\*下線のあるものは抹消事項であることを示す。